

第5章 都市計画の推進に向けた方策

1. 総合的な施策展開の推進

都市づくりに関する課題が多様かつ複雑化している現代社会において、効果的かつ効率的に都市づくりを進めるためには、都市計画分野に関わる部局はもちろん、子育て、教育、福祉、文化・芸術など他分野との組織横断的な連携・協力による総合的な施策として取り組むことが一層重要視されています。

そのため今後の都市づくりにおいては、都市づくりの目標像の実現に向けて、社会情勢の変化や国・県との役割分担、本市の持続可能な財政運営との整合などを踏まえ、展開する施策の重点化などを図りながら、関係部局が一体となりハードとソフト両面での推進方策を検討し、総合的に施策を展開していきます。

2. 地域別構想の策定

都市計画法第18条の2で規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、目指す将来像を実現するための主要な課題に対応した整備方針などを定めた全体構想（本方針）と、これを踏まえて一定の地域ごとにあるべき市街地像の実現のための施策を詳細に定めた地域別構想の2層構成が一般的になっています。

本市では、本方針に掲げる都市づくりの目標像の実現に向け、都心や広域拠点（泉中央地区・長町地区）への都市機能集約と、地域特性を踏まえた地区間の分担と連携が重要であったことから、この3地区において地域特性を踏まえたきめ細やかなまちづくり方針を示す地域別構想を策定し、取り組みを進めてきました。

この3地区については、今後も引き続ききめ細やかな土地利用方針や円滑な都市交通の確保、豊かな緑地空間の確保、魅力ある街並み形成の方針などを示す地域別構想を策定し、都心や広域拠点それぞれの地区にふさわしい都市機能の集積を一層推進しながら、都市の活力と魅力の向上に取り組んでいきます。

3. 立地適正化計画の策定

急速な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にも、安心で快適かつ健康的な生活環境を実現するとともに、財政面や経済面において持続可能な都市経営をすることは、本市のみならず、日本国内におけるまちづくりの大きな課題となっています。

こうした中、国は行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを促進するため、2014（平成26）年に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。これによって、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画となる立地適正化計画を策定することが可能となりました。

本市では、1999（平成11）年に策定した「都市計画の方針」において、「拡大型の市街地形成」から「鉄道を基軸とした機能集約型の市街地形成」への転換を図って以降、鉄道を基軸とした機能集約型の市街地形成を継続的に取り組んでいます。今後も、鉄道を基軸とした機能集約型の市街地形成の考え方に基づいた取り組みを進めるとともに、本方針に掲げる都市づくりの目標像の実現に向け、具体的な方針を示し、適正な土地利用や都市機能の誘導を進めるため、「立地適正化計画」の策定に取り組みます。

4. 社会の変化に対応する都市計画

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、日本国内でも緊急事態宣言が発令される事態となり、都市における人々の活動や価値観に大きな変化をもたらす機会となりました。今後は、このような事態に加え、異常気象や大規模災害の多発など、未来を予測することが困難な時代に突入しています。そのような中で、誰もが安心して活動することができる都市であり続けるためには、現時点で予測することのできない社会の変化への対応力を高めていくことが必要です。

本市は、東日本大震災という未曾有の事態においても、多様な協働を通じて復興を推進し、市の価値を高めてきており、今後においても社会に起りうる大きな変化に柔軟に適応して都市計画を推進していきます。そして、社会の変化に加えて、都市計画を取り巻く制度や考え方等の変化に対応するため、本市における都市計画について必要に応じた見直しを行います。

また、都市計画の分野の中でも、個人単位の行動データを基に人の動きをシミュレーションし、施策実施の効果を予測した上で施設配置や空間形成、交通施策を検討するスマート・プランニングが実践されています。本市においても、今後はビッグデータや最先端技術を活用した計画手法を用いた都市計画の検討に取り組みます。